

#### 4. 執行機関関係

(2) 都道府県の出先機関（知事部局）の数に関する調（平成26年4月1日現在）

都道府県名	法第155条に規定する支庁又は地方事務所		法第156条に規定する個別の行政機関										その他の出先機関	備考
	支庁	地方事務所	税務事務所	福祉事務所	農林関係事務所	労政事務所	土木事務所	児童相談所	保健所	病虫害防除所	家畜保健衛生所	その他		
北海道	14 (115)		1					8 (1)	26 (14)	1	14	3 (18)	46 (3)	
青森県		6 (23)		6				6	6	1	5	3 (1)	23	
岩手県		4						2	9	1	3	3	34 (4)	
宮城県		5 (3)	8 (4)	5 (4)			5 (3)	3 (1)	7 (2)	1	4	6	44	
秋田県		8	1 (7)	4				3	8	1	3	2	34	
山形県	4							2	4	1 (1)	4	2 (1)	39 (2)	
福島県				6 (1)	9 (16)		10 (15)	4 (3)	6 (1)	1	6	9 (2)	65 (7)	
茨城県			5 (5)	4	5 (10)		11 (2)	3	12	1	4	19 (8)	30 (12)	
栃木県			8 (1)	3	12 (1)	4	9	3	5 (4)	1	3	15	23 (9)	
群馬県		7	12	5	12		12	3 (1)	10	1	5	5	45 (17)	
埼玉県			15	4				6 (1)	13	1	3	17	59 (15)	
千葉県			14 (6)		13 (1)		15 (7)	6	13 (1)		4	24 (5)	45	
東京都	4 (6)		26 (4)	1	2 (3)	1 (5)		11	6 (6)	1	1 (3)	3	94 (11)	
神奈川県		4	13 (1)	5 (1)	1	1 (3)	6 (4)	5	5 (4)	1	2 (1)	5	44 (15)	※保健福祉事務所5（うち福祉事務所5、保健所5） ※保健福祉事務所支所4（うち福祉事務所1、保健所4） ※病虫害防除所は農業技術センターの一部門（病虫害防除所1、その他の出先機関1として計上）
新潟県		12		5				5	12	1	4 (1)	3	60 (14)	
富山県			1 (4)	2	4		4 (4)	2	4 (4)	1	2		66	
石川県		2	2	4 (4)	6 (4)		5 (4)	2	4 (4)		2	3	43	
福井県		1	1	6	4		6	2	6	1	1 (1)	5	30 (1)	
山梨県			1		8		4 (2)	2	4 (1)	1	2	9	34 (3)	
長野県		10		10	10 (2)	4		5	10 (1)	1	5 (1)	10 (1)	85 (3)	H21.4.1保健福祉事務所10所1支所を設置
岐阜県	4 (3)		6 (1)	1	10		11	5	7 (4)	1 (1)	4	9	39 (5)	
静岡県			8	3	7 (2)		8 (7)	5	7 (2)	1	3	38 (17)		
愛知県		1 (1)	10	7	7 (2)		9 (7)	10	12	1	3 (3)	6 (5)	29	
三重県			9	4	8		12	5	8	1	4 (1)	10	27	
滋賀県			5	2	10 (1)		7 (1)	2	6	1	1 (1)	11	28	

都道府県名	法第155条に規定する支庁又は地方事務所		法第156条に規定する個別の行政機関										その他の出先機関	備考
	支庁	地方事務所	税務事務所	福祉事務所	農林関係事務所	労政事務所	土木事務所	児童相談所	保健所	病虫害防除所	家畜保健衛生所	その他		
京都府		4	4		1		8 (1)	3 (1)	7 (1)	1	4	5	38	
大阪府			13		4	1	7 (8)	6	12		1	9	23	
兵庫県		10		6				5 (2)	13	1	3 (1)	2 (6)	27	
奈良県			5	2				2	5	1	1		70	
和歌山県	7		4	6 (1)				2 (1)	7 (1)	1	2 (1)	31 (6)	88	
鳥取県		2	3	2	2		2	3	3	1	3	18	46	
島根県	1 (3)	2 (4)			2 (6)		6 (4)	4	7	1	4 (1)	4	43 (2)	
岡山県		3 (10)						3	5 (4)	1	5	2	30 (4)	
広島県			3 (4)		3 (4)		4 (10)	3	4 (3)	3	3	12 (5)	23	
山口県			7	1	8		8	5	7	1	4	5	46	
徳島県		2	1	1	1		1	3	6	1	2 (1)	2 (1)		※児童相談所のうち2、保健所のうち4は総合県民局（地方事務所）に併置 ※保健所のうち2は東部保健福祉局（福祉事務所）に併置 ※病虫害防除所は農林水産総合技術支援センターの一部門
香川県		1	1	3	6		5	2	4	1	2 (1)	4	26 (10)	
愛媛県		3 (2)						3	6	1	3 (2)		39 (15)	
高知県			5	5			6 (9)	2	5	1	2 (5)	6	36 (6)	※保健所5は、福祉保健所（福祉事務所）内に設置
福岡県			12	8	6 (8)	4	11 (4)	6	9	1	4	8	29	
佐賀県			3	5				1 (1)	5	1	3		61	
長崎県	7			3				2	8	1	6	4	20	※保健所と家畜保健衛生所は、振興局の内部組織でもある
熊本県		4	1	9				2	10	1	5	14	18	
大分県		6 (3)	6	2	6	1	12	2	6 (3)	1	4	14	14	
宮崎県	1		7	4	6		10	3	8	1	3	3	34	
鹿児島県	7 (12)							3	13	1	6 (3)	9	29 (7)	
沖縄県			4	5	8		5	2 (1)	5	1	4	3	29	
合計	49 (139)	97 (46)	225 (37)	149 (11)	181 (60)	16 (8)	219 (92)	177 (13)	365 (60)	46 (2)	166 (27)	375 (76)	1,835 (165)	

1. 「その他の出先機関」とは、行政機関たる性質を有しない単なる公の施設又は分課をいう。
2. ( ) 書きは、出先機関の支所又は出張所を外書きしたもの。